

裁判員等経験者の意見交換会議事録

1 開催日時等

- (1) 日 時 平成28年3月28日(月) 午後2時から午後4時40分まで
- (2) 場 所 那覇地方裁判所大会議室

2 出席者

裁判員等経験者 7名

那覇地方裁判所裁判官 鈴 嶋 晋 一

那覇地方検察庁検察官 久 岡 修 平

沖縄県弁護士会所属弁護士 長 尾 大 輔

那覇地方裁判所長(司会者) 阿 部 正 幸

3 意見交換の内容

別紙のとおり

※ 経験者：裁判員経験者(1～6番)

経験者(補)：補充裁判員経験者(7番)

(別紙)

意見交換の内容

第1 所長あいさつ

本日は、お忙しい中、意見交換会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日の意見交換会は、裁判員裁判に参加されました裁判員経験者及び補充裁判員経験者の方々に率直な感想や御意見を述べていただき、その声を国民の方々にお伝えすることで、広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加できるようにするとともに、今後の裁判員裁判を運営していく上で、皆様の御意見等を参考にさせていただき、スタートしてから6年が過ぎた裁判員制度を充実したものとしていくことを目的としております。是非、活発な御発言をいただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それではさっそく意見交換会に入りたいと思いますが、まずは全般的な感想や印象をお伺いできればと思います。

第2 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会：本日参加された方々は、昨年の1月以降に行われた裁判員裁判の裁判員や補充裁判員として御参加をいただきました。その節はたいへん御苦勞様でした。判決が終了して大分日が経った方もいらっしゃると思いますが、先ずはその御経験を踏まえて裁判員や補充裁判員として裁判員裁判に参加された全般的な感想や印象はいかがでしたでしょうか。

経験者2番：裁判員裁判を通しての印象ですが、正直、1年間の裁判員候補者選ばれてから実際に裁判所に呼ばれるまで、この日に来てくださいと前もって決められているのではなく、突然通知書が届いて、この日ですと指定されているので、仕事をしていく上で職場の調整が大変でした。何月何日にありますと、早い段階で決まっていれば、仕事の調整ができますが、裁判員候補者リストに

登載されてからの1年間は、いつ指定されるか分からないということで、私の場合は参加することができたのですが、参加したくても、仕事の都合上、調整が難しくて参加できない人もいるのではないかというのが、裁判員を体験しての感想です。

司会：ありがとうございました。そのほかの方いかがでしょうか。

経験者（補）7番：私は昨年12月の裁判員裁判で補充裁判員として参加しました。

この1年前に、裁判所から裁判員候補者だという通知書が届きました。1年待っても何の連絡もなかったもので、もう裁判員裁判に参加することはないだろうと思っておりましたところ、昨年の11月頃に呼出状が裁判所から届きまして、「来たか。」という感じでした。やはり裁判員をやってみたいという気持ちがありまして、これまで裁判所に一度も足を運んだこともないのですが、誰でも希望してなれるわけではないので、できれば是非参加したいという思いで呼出しに応じたわけです。裁判員裁判の選任手続に行きましたら、そこには30人ほどの候補者の方がいて、その会場でも抽選をするということを聞き、せっかく裁判所に来たのに抽選に漏れたらどうしようという気持ちもありましたが、何とか、補充裁判員として選んでいただきました。非常に貴重な経験をさせていただいたと思っております。

司会：ありがとうございました。お二人から選任手続についてお話をいただきましたが、選任手続については後程お話しいただく機会もございますので、全般的なことについて御意見をいただきたいと思います。7番の方は、非常に裁判員をやりたいというお話でした。最高裁のアンケートの集約結果によりますと、裁判員等に選任される前はやりたくなかったという方を含めて、裁判員等を務められた後は、良い経験だったという方が大半です。裁判員を務める前と務めた後とで、御自身の考え方や社会との関わり、事件報道や裁判に関する報道の見方など、何でも結構ですので、裁判員を経験されて、何か変わったことがありましたでしょうか。

経験者 1 番：私は、テレビでニュースなどを見ていて、今までは、事件が起こっていても、事件が起こったんだとか、裁判で無罪になったとか、ただ、流して見ただけでした。しかし、裁判員裁判を 1 回経験してみると、例えば殺人で懲役何年とか、未遂で何年とか、これがどういう経過で決まったのかとか、そういうことを気にするようになりました。大きい事件だと、ニュース報道を見て、判決結果を聞いて、その懲役刑は軽くないかとか、重くないかとかというふうに見るようになり変りました。

司会：ありがとうございました。裁判に関するニュースを自ら主体的に見るようになったということでしょうか。6 番の方いかがでしょうか。

経験者 6 番：私自身は、裁判員に選ばれたらやりたいと思っていました。もともと身内に法律の専門家もいて、法律に興味もありました。裁判の公判も見た上で、1 番の方と同じで、ニュースで裁判員裁判という単語が聞こえると、思わず見るようになりました。私が担当した裁判員裁判の事件は殺人事件だったのですが、自分自身が裁判員裁判を経験する前までは、人を殺したら絶対刑務所に行くべきだろうと思っていたのが、裁判員裁判を経験して、人を殺すということもいろいろ事情があってやるものなんだなと、考えが少しだけ変わるようになりました。

司会：ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。

経験者 3 番：裁判員裁判に参加させてもらい、非常に勉強になりました。法律のことも分かりませんが、裁判員裁判に参加するには、まずは会社の理解があってからだなと思います。私は今日も会社から有給休暇をもらって参加していますが、これからは、もっと裁判所の方から、マスコミを通してあるいは新聞のチラシ等を通して雇用者側にも理解を求めれば、もっと参加しやすいのではないかと考えています。

司会：会社の理解も必要だということですね。ありがとうございます。貴重な御意見として参考にさせていただきます。

経験者 5 番：私は昨年 1 1 月に裁判員裁判に参加しました。参加する前は、知らないことは多いし、裁判所は専門的な場所で特に関わりもありませんでしたから、不安が強くて、裁判員を経験された方は、それを自分で乗り切って参加されたと思います。私はその中に飛び込んで行って経験したのですが、大半の方はそんなに勇気がある人は多くないと思いますので、裁判員の背中を押してあげるというような制度も必要ではないかなと思います。裁判とはこういう流れで進んでいくのだと理解できましたし、人間社会の中で必要なんだな、身近なものなんだなと実感できました。みんなが経験できるようなきっかけ作りを裁判所でもして欲しいと思います。

司会：5 番の方は裁判員を経験された後で、御自身の経験を第三者にお話しされたり、裁判員を勧められたりしたことはあるのでしょうか。

経験者 5 番：裁判員として参加したということで、職場の同僚がいろんなことを聞いてきました。みんな不安に思っているようです。私は、「そんなに難しく考える必要はないですよ。とりあえず参加して経験することが自分のためになりますよ。」という話をしました。

司会：ありがとうございます。そのほかの方はいかがでしょうか。

経験者 4 番：私は昨年の 3 月に裁判員を経験しました。大学で法律を学んでいた時に、刑法の授業で、懲役刑については求刑の 8 掛けが相場だよといったようなことを聞いていたのですが、実際に裁判員をやってみると全くそんなことはなくて、事案に沿って量刑が判断されているのだなと実感して、画一的な判決が出されているわけではなくて、事案ごとに柔軟な判断がなされていることが分かり、ためになりました。また、どういう風に裁判が進んでいくのかということも理解できたと思います。

司会：ありがとうございます。

2 審理・証拠について

司会：裁判の審理に立ち会われた感想や御意見をうかがいたと思います。

いろいろアンケート結果等を見てもみると、国民の皆さんの中には、法律の専門家ではない自分たちが裁判の概要を理解して有罪・無罪をきちんと判断できるのだろうか、あるいは刑の重さをきちんと決めることができるのだろうかという不安をお持ちの方がおられるようです。実際に裁判の審理に参加されてみて、審理の内容を理解できたかどうかという点について、だいたい理解できたというのか、こういうところは理解が難しかったというのか、そのあたりはいかがでしょうか。

経験者 3 番：法廷での審理では、弁護士も検察官も裁判官も、テレビドラマで見ているような難しい専門用語ではなくて、私が聞いていても分かりやすい言葉で説明してもらい、ためになりました。

司会：特に難しいと感じたところはなかったということですか。

経験者 3 番：例えば、殺人事件や致死事件などの場合、身体のどこをどのように刺してどこまで届いていたといったような医学的なことは難しかったですが、法律の部分に関しては普段使っているような分かりやすい言葉で説明してもらいました。

司会：ありがとうございました。そのほかの方いかがでしょうか。

経験者（補） 7 番：私も 3 番の方と同じで、審理については分かりやすく説明されていて、素人でもよく理解できたのではないかなと感じました。当初、人を裁くということはどういうことなのか、予備の知識が必要ではないかといった不安を抱えながら参加させていただきましたが、非常に分かりやすく説明していただけたのではないかなという感想を持っています。

司会：ありがとうございます。皆さんだいたい理解できて分かりやすかったということでしょうか。

次は証拠についてうかがえればと思います。刑事裁判での審理では、まず最

初に検察官，それから弁護人の順で，冒頭陳述ということでプレゼンテーションを行ってもらった上で，証拠調べとしていろいろな証拠が出されるわけです。証拠には，供述調書とか捜査報告書といった書面になっている証拠と，証人など直接法廷で供述を聴くという証拠とがありますが，書面になっている証拠と，証人などから直接話を聴くこととで，証拠が分かりやすかったとか，分かりにくかったとか，何か御意見，御感想はありますでしょうか。

経験者 1 番：私達裁判員経験者は，被害者の方の傷口の写真とか白黒ではありましたが見る機会がありました。普通一般に生活していると，こういった刺し傷の写真などは見ることはありませんので，その写真を見たときはちょっと気持ち悪くなりました。

司会：ただいまの証拠の関係で，写真等について，検察官の方から，何か工夫されている点などそういった点はいかがでしょう。

検察官：従前はカラー写真を証拠として出していたと思います。現在は白黒にしたりしています。白黒写真であっても生々しさが分かるようなものについては，これはイメージ図のようになりますので弁護人との調整が必要にはなるのですが，例えば人体図に線を入れるなどして，「この辺りにこういう傷があります。」としたりしています。できるだけ見ていただきたい証拠ではあっても，どうしても見なければならないものではないものを見ていただく必要があるのかどうかということを，いつも検討するようにしており，現時点では，あまり写真を出さないようにしているところだと思います。

司会：写真の関係で，裁判官から何か説明はありますか。

裁判官：検察官から説明があったとおりで，特に必要がなくて図面などで済むようなものであれば，写真は見ていただかないのが一般的な運用なのかなと思います。ただ，事件によっては，例えば争われているような事件ですと，やはり，そういった写真も見ていただかなければならないというものもあります。負担を最小限にということで，白黒にしたりとか，枚数を限定したりとか，それぞ

れの事件によって工夫をしているところだと思います。

司会：そのほか、書面による証拠や供述による証拠が分かりやすかったとか分かりにくかったとか、感想はいかがでしょうか。

経験者 2 番：私の参加した事件で提出された証拠として、被告人に対する減刑を求める嘆願書が被害者から提出されていました。嘆願書の内容がどうかではなくて、事件の被害者本人から出されることについて、被害者の心情について理解に苦しみました。

司会：どういう意図があって書かれたものか分からなかったということでしょうか。

経験者 2 番：そうですね。自分が刺されて、もしかして殺されたかもしれないという状況で、裁判の時には減刑してほしいというその感覚が分かりませんでした。

司会：冒頭陳述として検察官、弁護人それぞれが行うプレゼンテーションについてはどんな印象でしたでしょうか。分かりにくかった等の印象はないでしょうか。皆さん分かりやすかったとうかがってよろしいでしょうか。

証人尋問で、検察官、弁護人の尋問を聞かれた印象について、御感想はありますか。

経験者（補） 7 番：私が参加した昨年 12 月の裁判員裁判では、被告人が事実関係を全面的に認めていましたので、分かりにくかったということはありませんでした。

司会：弁護士の方で、尋問の準備等の工夫などで、どのようなことに心がけておられますか。

弁護士：通常の 1 対 1 の会話とは違って、裁判官、裁判員という聞き手がいることを常に意識しなくてはいけないということを考えています。特に被告人質問や被告人側の情状証人では、聞き手に理解してもらえるように意識して話します。尋問のやり取りが早くなってしまうように、聞き手のことを意識するようにしています。

3 評議について

司会：法廷での審理を終えて、別室に移り、裁判員の皆さんは、裁判官も交えて意見交換や議論を交わされたことと思います。このような評議を経験されての御感想や御意見をうかがいたいと思います。皆さんは、評議についてどのような感想をお持ちでしょうか。

経験者 2 番：いろんな方の話を聞いて評議を進めていく中で、最初自分の中でこうだと思っていたことも、みんなの総合的な意見にまとめられたので、よかったと思います。

司会：御自身の意見は言えましたか。言いたかったけど言えなかったということはありませんでしたか。

経験者 2 番：そういったことは全くありませんでした。全体的に言えたと思います。

司会：ありがとうございました。他の方の御感想はいかがでしょう。

経験者 5 番：評議に関しては、自分の考えや意見も出せますし、他のいろいろな方の意見が出て、反対意見も出ます。その中で、自分の考えは違うのかなと思って改めたり、継ぎ足してもらったりということで、工夫されていたと思います。みんな意見を出し合い、一人の意見ではなく、みんなの意見で評議がされていると感じました。

司会：ありがとうございました。

経験者 4 番：裁判官 3 人からフォローしてもらえるので、道を踏み外すこともなく、穏当な意見が出たと思います。裁判官のフォローがあるからこそ、議論がちゃんと進んでいくと思いました。

司会：フォローという点で、裁判官に誘導されたということはありませんでしたか。

経験者 4 番：そういうことはありませんでした、みんなから普通に意見が出て、意見を要約してもらったり、確認してもらったりという意味でのフォローです。

司会：交通整理をしてもらったという感じでしょうか。

経験者 4 番：そうです。

経験者 5 番：評議は、言いやすい雰囲気です、活発に発言することができました。進め方としては、裁判官に交通整理をしてもらえるのがいいと思います。

経験者 6 番：裁判官が道筋を立ててくださって意見交換が行えましたし、いろいろな話題を振ってくださったりして、活発に意見が言いやすい雰囲気だったという印象です。

司会：自分なりの結論が出せたという感じですね。ありがとうございました。

経験者（補） 7 番：初めて裁判員裁判に参加するわけですから、審理を終えて、評議の場では、様々な意見が出てきます。いろいろな意見が出るなかで、裁判官の皆様にまとめていただきました。私は補充裁判員だったので、評議には参加できず傍聴する立場でしたが、評議の所々で、裁判官から意見を求められ、何回か自分の意見を述べさせていただきました。非常に充実したいい評議ができたと思っています。

司会：ありがとうございました。

4 判決言渡しについて

司会：評議がまとまって結論が出ると、最後は判決を宣告するという手順になりますが、判決を聞かれた感想をうかがいたいと思います。出来上がった判決書が分かりやすいものだったかどうか、あるいは、裁判員の皆さんの思いが判決宣告の中で被告人に伝わったかどうかなど、どのような御感想をお持ちになったかがいたいと思います。いかがでしょうか。

経験者 3 番：判決で、例えば懲役 5 年で、被告人が勾留されている間の期間がどのようになっているのか最初はよく分かりませんでした。評議の中で、裁判官が、この期間を含むということを説明されましたので、その時によく理解できました。

経験者 2 番：判決の言渡しについては、評議した結果なので、聞いていて満足できるものでした。私が参加した事件では、被告人が事件のことを覚えて

いないという主張でしたが、評議において、私は被告人をただ罰したいということで決めるわけではないと思っていましたので、判決言渡しを聞きながら、そういう思いが被告人に届いてほしいなと思っていました。

司会：実際に判決を聞いていて、判決に込められた思いが伝わっている感じでしたか。

経験者 2 番：多少は伝わったのではないかなと思います。

司会：ありがとうございました。そのほか御感想ありませんでしょうか。

経験者（補） 7 番：判決言渡し後、2 週間以内に控訴できるということですが、私が参加した裁判では、控訴がなかったので、やはり妥当な判決だったのかなと思っています。被告人も、認めざるを得なかった判決だったと思います。控訴したら、裁判員の立場はどうなるのか、またもう一度審理をやり直す必要がでてくるのかななどと、そういう不安もありましたが、参加した裁判では控訴されなかったので、ちゃんとした判決だったんだという感想をもっています。

司会：評議の場で議論した内容がきちんと判決に反映されていたということでしょうか。

経験者（補） 7 番：そうですね。

司会：それで、被告人は納得して控訴しなかったのではないかと考えているということですね。

経験者（補） 7 番：そうです。

司会：ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

5 守秘義務について

司会： 裁判員、補充裁判員は、事件の審理中も、事件が終わった後も、裁判で知

りえた秘密を漏らすことが禁じられています。皆さんは判決後もそのような守秘義務を負っていますが、裁判中、裁判後に守秘義務を負っていることについて、何か負担感がありますか。

経験者 1 番：裁判員に選ばれて経験したことで、友達や親戚から、どんな事件だったか聞かれました。裁判官がどこまでは話していいと教えてくれますが、話しているうちにぼろっと言いそうになることから、守秘義務があることを考えながらしゃべらないといけない。ここは言ったらだめなんだろうな、とか、その線引きが難しいというわけではないですが、友達などに聞かれたときに、分かっている言いそうになることもあり、守秘義務に関してはちょっと大変だなと思う部分もあります。

司会：事前に裁判官に説明されたことに従って、何とか自分で律していくことはできるけれども、ちょっと言いそうになることもあって、多少負担感というか、緊張することもあるという感じでしょうか。

経験者 1 番：聞かれるたびに緊張します。

司会：そのほかの方はいかがでしょうか。

経験者 3 番：平成 25 年 11 月ころに、最高裁から裁判員候補者の書類が届いたのですが、その時に、私の記憶では、書類が来たことさえも口外してはいけないという文言があったかなと記憶しています。会社の上司、家族には言ってもいいが、それ以外の人には言ってはいけないということだと理解していました。実際に裁判員として裁判に参加して、裁判官から、事件の内容については、守秘義務があると言われました。私の周囲にもいるのですが、最高裁から書類が来ているけど誰に相談していいのか分からない、しゃべったら罰金に処せられるのではないかなどと心配しているということも聞きました。私は上司に書類をすべて見せて、納得させて、参加させていただきました。

司会：周囲の方でそのようなことを心配されていた方がいらっしゃったということですか。

経験者 3 番：二人いました。一人は参加できないと言っていましたし、書類を出したら裁判所から電話がかかってくるのではないかと心配していました。

司会：そのあたりを裁判員を経験して、何か話されたことはあるのでしょうか。

経験者 3 番：地方裁判所からの呼出状を見せて、内容は全く言わないで、守秘義務のことを話しました。周囲の人は、事件の内容を秘密にしておくべきなのか、書類が届いたことさえも秘密にしておくべきか、分からないようです。

司会：そのほかの方がいかがでしょうか。2 番の方どうぞ。

経験者 2 番：守秘義務自体は、仕事によっては守秘義務のある仕事もありますので普通のことですが、私達にとって、裁判自体が身近な存在ではないので、守秘義務に触れることはしゃべれないということは負担に感じる部分がありました。それが会社の普通の業務のように身近になれば、裁判員裁判の守秘義務についても負担に思うことは少なくなるのではないかと思います。

司会：裁判員経験者の方で、周囲の方に裁判員裁判を経験したことを話したことはありますか。

経験者 2 番：あります。もともと、私が参加する前に会社の先輩が既に裁判員を経験していましたので、話を聞いていたこともありますし、同級生に話して、参加した方がいいよと話したりしました。

司会：その場合には、守秘義務を意識して話をされたのでしょうか。

経験者 2 番：はい。そこだけは言わないように気を付けていました。

司会：他の方がいかがでしょうか。7 番の方どうぞ。

経験者（補） 7 番：守秘義務については、特に気に掛けるほど周囲から詳しく聞いてこないですし、特に守秘義務が日頃の生活の縛りになっているとは思っていません。逆に、周囲に、「裁判員裁判に参加するよ。」と言ったら、「やりたくてもできることではないし、本当に羨ましい。」と言われました。裁判で行われていることに関しては、ある程度新聞に出ていますので問題になることはないですし、評議で語られたことだけは漏らしていけないということだけ頭に

入っていましたので、それほど苦になるようなことはありませんし、そこまで詳細に聞かれることもありませんでした。守秘義務が私の心のどこかで重荷になっているということはありません。

壇上から裁判の状況を見させていただき、素晴らしい体験になったと思っています。周囲には、裁判員の呼出しが来たら絶対に参加してよと常々言っています。

司会：法廷で見聞きした感想を話されているということですか。

経験者（補） 7 番：そうです。

司会：5 番の方いかがでしょうか。

経験者 5 番：守秘義務については、裁判員裁判に参加した以上は、墓場まで持っていくというか、そういう気持ちで守っていかないといけないと思っています。それがなければ裁判員に参加できないと思います。私も裁判が終わり 4 か月ぐらいになりますが、忘れたいけど忘れられないというのが現状です。守秘義務については、守っていこうと考えています。

司会：負担感がありますか。

経験者 5 番：突っ込んだところまで聞く人もいませんし、私もしゃべりたい気持ちもありません。とりあえず忘れたいという気持ちです。負担感はありません。

司会：6 番の方いかがでしょうか。

経験者 6 番：守秘義務に関しては、判決言渡しの前日、その日に会った知人から、「判決は明日よね」などと話をされることはありましたが、現時点で守秘義務が負担になっているということは全くありません。

司会：4 番の方いかがでしょうか。

経験者 4 番：私の周りでは、私が初めて裁判員に選ばれたということもあって、結構突っ込んで聞いてくる人もいましたが、それをかわしながら評議の内容などについては言わないようにしていました。どこまでを話していいのか、言ったらだめなのか、日にちが経過すると、評議の内容だったのか、法廷での内容だ

ったのかあやふやになってくるので、そういったところで怖くなっているということはあります。

司会：ありがとうございます。法廷で見聞きしたこととか、参加した一般的な感想は話していただいて結構ですし、貴重な経験ですので、守秘義務に抵触しない範囲でいろいろと話していただければと思います。

6 選任手続について

司会：裁判所から来た書面の記載内容について、分かり辛かったとか、こうしたら分かりやすかったとか、意見はありませんでしょうか。

経験者 1 番：裁判員の候補者に選ばれましたという通知が送付されてきてから、選任手続の呼出通知が送付されてくるまで約 1 年とちょっとありました。裁判員候補者として呼ばれる期間ではなかった時期に呼ばれたようにも思うのですが、その点がはっきりしません。

司会：裁判官、その点どうでしょうか。

裁判官：制度上、一般的に、裁判の日にちが決まった時に裁判員候補者を選ぶことになりますが、その手続が行われたのがいつかということで決まってきます。平成 27 年の名簿に登載された方については、平成 27 年の 1 月から 12 月までに裁判の日程が決まった事件ということになるので、その裁判の日程自体は平成 27 年の早くて 2 月、3 月から翌年の 3 月ぐらいまでとなるのですが、例えば年末に来年の 4 月の事件の日程が決まることもあり得ますので、終わりがはっきりしないという実情もあります。

司会：制度上の限界があるのかもしれませんが。その他に選任手続について、こうした方がよかったのではないかなどありませんでしたか。選任手続の中で、裁判員裁判当日にオリエンテーションがあったり、質問手続があったりするのですが、この点についても何か御感想等はありませんでしょうか。

経験者（補） 7 番：選任手続で、最終的に 6 人の裁判員を選ぶわけですが、

その時に呼出しに応じて集まった裁判員候補者の方が30人ほどいました。その30人の中から選んでいる間に、法廷見学などをさせていただいていますが、裁判員候補者の皆さんは、朝から出かけて来て、おそらく、裁判員になるぞと意気込んで来ていると思っています。選任手続で裁判員に漏れた方に対して、どうぞお帰りくださいというのは、選任された私たちからしたら、気の毒だなという感じがしました。選任手続で裁判員になれなかった方たちの中から希望者には、その日の午後行われる裁判員裁判を傍聴させていただくのはどうでしょうか。

司会：今の点について、裁判官から何か御説明はありますか。

裁判官：選任手続でくじがはずれた方の中で、全員ではありませんが、実際に傍聴されている方もいらっしゃいます。希望があれば御案内しています。

司会：その他に、6番の方いかがでしょうか。

経験者6番：選任手続に関して、意見は特にありません。裁判員に選ばれたという気持ちでいましたので、選ばれてよかったということだけです。

司会：3番の方いかがでしょうか。

経験者3番：裁判所からの書面によると、選任手続で裁判員を決めるときは、くじで決めるんですね。7番の方がおっしゃったように、自分は裁判員に選ばれたと思って来ている方もいる中で、選任手続に集まった方の中から、裁判員6人と補充裁判員2人を選びますが、くじを誰が引くかということが知りたいです。くじを引くのは裁判官や検察官、弁護士ですか。

司会：実際について、裁判官から説明をお願いします。

裁判官：抽選はパソコンで行います。裁判所書記官がパソコンのキーを押すと、画面に抽選結果が出てきます。商店街などのくじというようなものではありません。

7 これから裁判員となられる方へのメッセージ

司会：皆様が経験されたことを踏まえ、これから裁判員や補充裁判員になられる方にお一人ずつメッセージをお願いします。

経験者 1 番：私の周りには、被告人と顔を合わせますから怖いというイメージを持っている人が結構多いのですが、そういうことを深く考えずに参加してほしいと思います。

司会：ありがとうございます。それでは 2 番の方をお願いします。

経験者 2 番：裁判自体、学校で習う三権分立の中で、一番みんなの関心が低く、裁判所が身近に関わる機会がなくて、個人的にはあまり関わりたくない所ですが、せっかく選ばれたのであれば、貴重な体験となりますので、是非参加してほしいと思います。必ず何らかの収穫があると思います。

司会：ありがとうございます。それでは 3 番の方をお願いします。

経験者 3 番：裁判員裁判は何も難しいものではありません。どうか気楽に参加してください。

司会：ありがとうございます。それでは 4 番の方をお願いします。

経験者 4 番：裁判員は、貴重な体験となりますし、是非とも参加するべきだと思います。

司会：ありがとうございます。それでは 5 番の方をお願いします。

経験者 5 番：参加される方は、難しく考えずに、献血に行くような軽い気持ちで参加される方が良いと思います。

司会：ありがとうございます。それでは、続きまして 6 番の方をお願いします。

経験者 6 番：裁判員に選ばれると不安な気持ちになると思いますが、裁判官の方々もやさしく意見を導いてくれたりして、意見も言いやすい雰囲気でした。私も裁判員を経験して、以前とは違う考え方を持てるようになったので、今ではすごく良い経験をさせてもらったなと思っていますので、もし、選ばれたらやってみても損はないので、やってみてください。

司会：ありがとうございました。それでは7番の方をお願いします。

経験者（補）7番：裁判所から封書が届いた時はドキッとしましたが、裁判員候補者として選ばれたということで、ウキウキして行きました。たまたま知人で2年前くらいに裁判員に選ばれた人があり、選ばれたら経験した方がいいよと話も聞いていましたので、そんなに難しいことではないのかなと思っていました。法律に詳しくなくても国民が裁判に参加するという制度ができて六、七年経ちますが、今では非常に貴重な体験をさせていただいたと思っています。広報活動ではないですが、会う人に、こういうことをやったよと言うと、みんなから羨ましがられます。もし裁判員候補者の通知が来たら参加した方がいいよと薦めています。

司会：ありがとうございました。検察官、弁護士、裁判官からも感想をいただきたいと思います。では、検察官からどうぞ。

検察官：本日、このような場で裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、我々検察官は、裁判員の方と接する機会があまりないので、裁判員の方々がどのような考えや思いを持って裁判員裁判に臨まれているのかということを知ることができる大変貴重な場であったと思っています。本日のお話をうかがう限り、我々が行っている法廷における訴訟活動は、概ね好評をいただいていると思っています。それはありがたく思います。皆さんが裁判員裁判が終わった直後に記載されるアンケートや、最高裁が編集している統計資料ですとか、本日の意見交換会の場であるとか、様々な場で得られた感想を踏まえ、検察官それぞれが今後も努力していくことが必要であると思いますし、私自身もそうしていきたいと思っています。裁判員裁判が始まって、六、七年経ちますし、制度としてある程度定着してきている中で、検察官の訴訟活動もだいたい同じように受け止められている部分もあるかもしれませんが、今後もよりよいものにできるように努めていきたいと思っています。その上で、適切な事実認定・量刑の判断をしていただけるように、また、裁判員の方のメッセージにもあるように、気軽

に参加していただけるように、分かりやすくやっていけるように努めていきたいと考えています。裁判員裁判がよくなるためには、このような場で皆様の意見をいただくというのは我々にとっては大変ありがたいことでしたので、本日はとても参考になりました。ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。続きまして弁護士の方からどうぞ。

弁護士：弁護士としましては、普段うかがうことのできないような貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。本日はうかがいました御意見については、弁護士会にも持ち帰りまして、今後の参考にさせていただきたいと思います。先程検察官からお話がありましたが、審理については、概ね検察官、弁護人とも分かりやすかったとの御意見をいただいたものと思います。刑事事件に携わる弁護士としましては、大変励みになります。これからも分かりやすい裁判を実現するために、技術を磨いていきたいと思っています。本日はありがとうございました。

司会：ありがとうございました。裁判官から感想をいただきたいと思います。

裁判官：本日は、貴重な御意見を聞かせていただきまして、ありがとうございました。これからも分かりやすい審理を行うことを心がけて、充実した評議が行えるように努力していきたいと思っています。また、ここ1年くらいの変化としては、身近な方で裁判員を経験したとか、あるいは、裁判員は外れてしまったけれども、候補者として裁判所に来たことがあるという方が増えてきたのかなと思っています。皆さんは貴重な経験をされていますので、経験してどうだったのかということについて、今後とも周りの方に積極的に話していただければありがたいと思っておりますし、裁判所としても、広報活動を通じて、一般の方が安心して裁判所に来ていただけるように努力していきたいと思っています。本日は、どうもありがとうございました。

司会：これで、意見交換会を終わります。長時間にわたりましたが、貴重な御意見ありがとうございました。本日皆様からいただいた御意見は、今後の裁判

員裁判の運営の参考にさせていただきます。ありがとうございました。